2月16日(火)~3月15日(火)です

町

県民税

•

所

得税の申告期間

は

申告相談 相談会場

文化会館

集会室

午前9時~正午、午後1時~4

時

一受付は、

午前8時~午後4時)

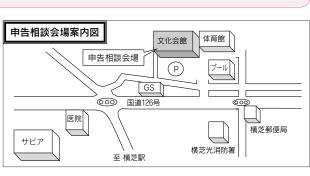
※期間中の土・日曜日を除く毎日

下記の申告相談は、町では受けられませんので、 東金税務署へお願いします。 記入済の申告書は、提出のみ税務課と文化会館で受け付けます。 青色申告

- · 消費税
- 土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- 相続税 雑損控除 ・贈与税

※町民サービスセンターでは、受付できませんのでご注意ください。





給与所得のある方で、 給与収入が2, 円を超える方 けていて、 給与を2ヶ所以上から受 20万円を超える方 与以外の所得の合計額が 金税務署で受けてください。 渡所得の申告相談は、 年末調整をし 000万 東 給

確 所 得 税 の

定

申

告が

必

要

な

前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご確認いただき

地区割日程表を参考にお早めに申告されますようご協力をお願

などがある方で、 営業・農業・不動 額の合計が所得控除 所得金 **発所得** の合

※土地、 土地や建物等の不動産や 株式等の資産を譲渡した方 計額を超える方 建物、 株式等の譲

り、確定申告の必要がな 年金等に係る雑所得があ

1,

方が還付申告をする場

その他の所得(退

等のみで、

支払者から町 得が公的年金

前年 , ,

中の

所

0)

有

無をご確認くださ

ない

方(勤務先で提出

支払報告書が提出されて

なお、給与所得者や公的

職所得を除く)も申

る必要があります。

されていない方

(※)支払報告書が提出

方 年金収入が400万円 超える方

申町

が民

必 税

要の な 方

県 告

る方 方で、 勤務先での年末調整から 年金に係る雑所得がある 収入と控除額に変更があ 合計額が20万円を超える方 年金以外の所得の

※給与所得者や年金所得者 ましょう。 ける方は、 人金等特別控除などを受 医療費控除、 還付申告をし 住宅借

> 申告をお願いします。 横芝光町に住所があり、 に該当する方は町県民税の で、 営業・農業・不動産所得 平成28年1月1日現 前年中の所得が給与のみ の必要がない方 などがある方で確定申告 勤務先から町へ(※) 在 次

します。

申告期間中は、

大変混雑しますので、

礎となりますので、必ず申告してください。

今年も申告の時期が近づいてきましたが、

準備はお済みですか。

平成27年分の所得税、

平成28年度の町県民税の課税

この申告は、平成27年中の所得を申告するもので、

申告してください。

なお、「町県民税申告書」は、

○地区割日程表	
とき	地区割
2月17日(水)	大総地区・東陽地区
2月18日(木)	横芝地区(栗山·鳥喰以外)· 南条地区
2月19日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(月)	上堺地区・白浜地区
2月23日(火)	大総地区・東陽地区
2月24日(水)	横芝地区(栗山·鳥喰以外)· 南条地区
2月25日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月26日(金)	上堺地区・白浜地区

※都合の悪い方は、他の日でも相談できます。

○地区割日桂表	
とき	地区割
2月17日(水)	大総地区・東陽地区
2月18日(木)	横芝地区(栗山·鳥喰以外)· 南条地区
2月19日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(月)	上堺地区・白浜地区
2月23日(火)	大総地区・東陽地区
2月24日(水)	横芝地区(栗山·鳥喰以外)· 南条地区
2月25日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月26日(金)	上堺地区・白浜地区